

令和6年度 掛川市債権管理コンサルタント業務委託

公募型プロポーザル

仕 様 書

令和6年4月1日

掛川市

1 業務名称

令和6年度掛川市債権管理コンサルタント業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

掛川市総合計画では、戦略方針として「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を創造し、市民一人ひとりが輝き、いつでも、誰でも、何回でも、「未来に向けてチャレンジできるまち」となることを目指し、対話を重視しながら柔軟な思考で一歩先の未来を描きながら取り組みを推進することを示しています。

その実現には、持続可能な行政経営を目的に、市民ニーズや社会経済状況に対応し、既存事業の見直しや公共サービスの民間開放等を進め、将来の債務残高を削減するなど、健全で計画的な行財政改革を行うことが求められます。

そこで、本業務により、各部署が所管する債権の状況を把握するとともに、実情に見合った適正な債権管理の手法を構築し機能させることで、時代や社会の変化を的確に捉え、DXの活用等による既存業務の効率化、公共サービスの民間開放や広域化のほか、包括管理により把握した生活困窮者等に対し、福祉部門との連携により早期支援に繋げるなど、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」の具現化に向けた取り組みを開始することにしました。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な報告を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

債権管理の包括管理を目指していくにあたり、①専門職員の不足、②債権管理に対する職員の意識が不十分、③債権回収のノウハウが不足、④統一的な処理基準が未整備という課題に対応するため、次の業務内容を行うものとする。

(1) 収入未済債権所管課実態調査

収入未済債権所管課に対して、発注者が指定する調査を実施し、法令・個別条例等に基づき事務執行を行っているか検証すること。

(2) 債権所管課ヒアリング

収入未済債権所管課実態調査に基づき、債権別に課長並びに実務担当者にヒアリング（前期1回、後期1回）を実施し、業務改善の指摘事項にかかる改善策を債権所管課が作成したことを受けて、課題の抽出やその解決策を提案するとともに、個別の困難事案について対応策を助言すること。

(3) 職員研修

実務担当者には、債権の基礎的解釈や関係法令解説等の研修を実施し、管理職には、組織マネジメントや債権管理での議会対応についての研修を実施すること。

(4) 業務スケジュール

原則として、業務スケジュールは以下に示すとおりとする。ただし、必要に応じて、発注者と受注者の間で協議の上、変更できるものとする。

① 上半期（契約時から令和6年9月）

収入未済債権所管課実態調査、債権所管課ヒアリング（前期）

② 下半期（令和6年10月から令和7年3月）

職員研修、債権所管課ヒアリング（後期）

(5) 業務実施日の業務時間数

原則として1日（午前10時から正午、午後1時30分から午後4時30分）単位とし、発注者と受注者の間で協議の上、決定するものとする。

6 資料の管理

受託者は、本業務において市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却する。

その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任において収集すること。

7 成果品

受託者は、債権所管課実態調査や債権管理ヒアリングに基づき、発注者の債権管理の実態を分析するとともに、課題の抽出、課題解決の提案についての報告書を提出すること。

8 成果品検査

受託者は、業務完了後、成果品について市の検査を受けるものとし、市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

9 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て市の帰属とし、受託者は市の許可なく成果品などを第三者に公表または貸与してはならない。

10 予算額

2,583,000円（うち消費税及び地方消費税の額 234,818円）

11 委託料の支払い

市は、委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

12 その他

- (1) 本委託は、本仕様書に基づいて実施するものとする。
- (2) 助言・提案等に係る資料については、受注者が作成するものとする。
- (3) 成果品の著作権は、市に帰属するものとする。
- (4) 業務遂行上不明な点については、発注者に報告し、その指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、本業務において知り得た情報について、第三者へ漏えいしてはならない。
- (6) 業務遂行のために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- (7) 業務内容に記載以外の債権管理に関連した事項について、電話等の問い合わせであっても、受注者は適切に対応するものとする。
- (8) 業務終了後であっても、成果品に隠れた誤りがあった場合や修正が必要となった場合は、受託者は責任を持って対応するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じる事項については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。